令和８年第４回四万十町議会臨時会

議 案 説 明 資 料

令和８年１０月２６日開会

四　万　十　町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第９号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
議案第８９号	上宮大橋橋梁耐震補強工事請負契約の締結について	4
議案第９０号	田野々瀬里線道路災害復旧工事請負契約の締結について	6

■報告第９号　　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第１項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第４号）第２項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第２項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町古市町８番 13 号地内（駐車場）
概　　要	令和８年７月 30 日午前８時 47 分頃、公用車を運転する町職員が駐車場内で後進しようとしたところ、駐車中の車両と接触し損傷させたもの。
専決処分日	令和８年９月 19 日
賠 償 金 額	298,190 円 内訳（車両修繕費 248,190 円、代車レンタル費 50,000 円 町の過失割合 10 割）
相　手　方	四万十町[redacted] [redacted]

○事故の詳細

〔位置図〕



〔被害車両〕









〔事故現場〕



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

１　（略）

２　法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

３～６　（略）

■議案第８９号　上宮大橋橋梁耐震補強工事請負契約の締結について

【要旨】

昭和 56 年に架設された上宮大橋の耐震補強工事について、一般競争入札（地域密着型）による入札の結果、落札した事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工　事　名	令和８年度　防安金　第１－18－２号 町道針木線　上宮大橋橋梁耐震補強工事
工事場所	四万十町　上宮　地内
契約の金額	56,760,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,160,000 円）
契約の相手方	四万十町大正北ノ川 171 番地５ 有限会社　大和建設 代表取締役　中平　静
工　　期	議決日の翌日から令和９年３月 31 日まで
工　　種	土木一式工事
事　業　量	橋脚補強　１基 仮設工　一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

入　札　記　録

事　業　名	令和８年度　防安金　第１－１８－２号 町道針木線　上宮大橋橋梁耐震補強工事			
入札区分	一般競争入札			
入札日時	令和８年１０月１５日　　午前９時００分			
入札場所	電子入札システムによる			
予定価格①	58,542,000　円	最低制限価格		円
落札決定金額②	56,760,000　円	落札率	②／①＝	96.96%
契約金額	56,760,000　円	内取引に係る消費税及び地方消費税額		5,160,000円
請負者名	四万十町大正北ノ川１７１番地５ 有限会社大和建設			
契約保証金				

業者名	第　1　回		備　考
有限会社大和建設	56,760,000　円	(落)	
株式会社井原組	辞退		

備　考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。

■議案第９０号　田野々瀬里線道路災害復旧工事請負契約の締結について

【要旨】

令和８年６月の台風６号により被災した町道田野々瀬里線の道路災害復旧工事について、一般競争入札（地域密着型）による入札の結果、落札した事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工　事　名	令和８年度　８災　第 197 号 田野々瀬里線道路災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町　瀬里　地内
契 約 の 金 額	74,360,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,760,000 円）
契約の相手方	四万十町大正 434 番地 17 株式会社　井原組 代表取締役　井原　貴仁
工　　期	議決日の翌日から令和９年３月 31 日まで
工　　種	土木一式工事
事　業　量	復旧延長　36.1m 大型ブロック積　190 ㎡ 現場吹付法枠　743 ㎡

【根拠法令】

議案第 89 号に同じ

入　札　記　録

事　業　名	令和８年度　８災　第１９７号 田野々瀬里線　道路災害復旧工事		
入札区分	一般競争入札		
入札日時	令和８年１０月１５日　　午前９時００分		
入札場所	電子入札システムによる		
予定価格①	76,626,000　円	最低制限価格	円
落札決定金額②	74,360,000　円	落札率	②／①＝　97.04%
契約金額	74,360,000　円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	6,760,000円
請負者名	四万十町大正４３４番地１７ 株式会社井原組		
契約保証金			

業者名	第　1　回		備　考
株式会社井原組	74,360,000　円	(落)	
有限会社郷田組	75,570,000　円		
株式会社田邊建設	辞退		

備　考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。